平成 27 年度和歌山県計画に関する 事後評価

平成 30 年 9 月 和歌山県

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施 状況について記載。

事業の区分	1.地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業	
事業名	【NO.1】 病床機能の分化・連携のための施設設備整備等	【総事業費】 1.510.000 壬四
	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の	
事業の実施主体	下京機関 (本)	
. ,,,,		
事業の期間	平成27年度医療介護提供体制改革推進交付金交付決定後	
	~平成 31 年 3 月 31 日 7	
北見により広席(人業)	☑継続 □終了	の序件によいと
背景にある医療・介護ニーズ	適切な医療を提供されるよう、将来の医療需要にふさわしいバラ	
	ンスの取れた病床再編を行うため、病床機能の転換等を推進す	
	る。 アウトカム指標:	
	- アガトガム指標: - 平成 27 年度基金を活用して整備を行う不足している病床機能	
	一十成 27 年度基金を活用して金舗を行う不足している病体機能 一 ごとの病床数	
	回復期: 1,171 床 (H25) → 1,381 床 (H30)	
	全病床: 12,540床(H25) → 12,240床(H30)	
事業の内容(当初計画)	急性期機能からの回復期機能への転換等を行	
・ 	し、当該転換等のために必要な施設・設備整備を支援する。	
アウトプット指標(当初の	急性期病床から回復期病床に転換する医療機関 11ヵ所	
目標値)		. ,, ,
アウトプット指標(達成	【平成 28 年度】	
値)	病床を廃止した上で、介護サービスの確保に	寄与する施設に
	転換した医療機関 1ヵ所	
	【平成 29 年度】	
	急性期病床から回復期病床に転換した医療機	幾関 5ヵ所(う
	ち1ヵ所は平成28年度からの2ヵ年事業)	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:	
	観察できた	
	・急性期から回復期への転換 213 床(同時に	33 床廃止)
	・17 床廃止のうえ通所リハビリテーション施	没に転換
	(1) 事業の有効性	
	急性期から不足する回復期への転換支援にあ	
	医療構想調整会議の合意を要件とするなど、医療機能の分化・	
	連携を地域の医療関係者の理解のもと進める仕組みを構築し、	
	着実に転換支援を実施できている。	
	また、病床廃止と同時に、地域において必要	
	ビス施設に転換する医療機関への支援を行うこ	ことで、医療・介

	護サービスの切れ目のない提供体制を整えることができてい	
	る。	
	・急性期病床から回復期病床に転換した医療機関 5ヵ所	
	・病床を転換した上で、介護サービスの確保に寄与する施設	
	に転換した医療機関 1ヵ所	
	(2) 事業の効率性	
	支援にあたって、一般競争入札等を導入した事業実施を求め	
	ており、効率的な実施が出来ている。	
その他		

事業の区分	4. 医療従事者の確保に関する事業	
事業名	[NO.10]	【総事業費】
	看護職員届出制度の義務化に伴う登録システ ムの運用	8,695 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各地域	
事業の実施主体	和歌山県(和歌山県看護協会)	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日~平成 30 年 3 月 31 日 □継続 / ☑終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢化の進行や疾病構造の変化などにより、多様化する医療ニーズに対応し、適切な医療サービスを提供できる質の高い看護職員及び看護職員数の確保が必要。 アウトカム指標:	
	潜在看護職員数の年間再就業数 20人	
事業の内容(当初計画)	看護師等免許保有者の届出制度についての周知を行うとともに、日本看護協会、ハローワーク、サテライトと連動したナースセンターシステムを利用して登録者への情報提供を行う。	
アウトプット指標(当初の目標値)	免許保有者の登録数 2400 人	
アウトプット指標(達成値)	免許保有者の登録数 200人	
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標: 潜在看護職員数の年間再就業数 38人	
	(1) 事業の有効性 法改正により努力義務化された看護師等免業者からの届出を登録するシステムを運用し、 把握することにより、看護職員の確保につなた免許保有者の登録数 200人 (2) 事業の効率性 県看護協会へ委託することにより、事務が簡的に事業を実施することができた。	潜在看護職員を
その他		

3. 事業の実施状況

平成27年度和歌山県計画に規定した事業について、平成29年度終了時における事業の実施 状況を記載。

(事業区分3:介護施設等の整備に関する事業)

事業の区分	3. 介護施設等の整備に関する事業	
事業名	【NO.27】 和歌山県介護施設等整備事業	【総事業費】 - 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	市町村、法人	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日~平成 32 年 3 月 31 日 ☑継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標: 2030 年度までに施設(広域施設・民間高齢者施設を含む)21,10 床を確保(要介護認定者数の26%程度)	
事業の内容(当初計画)	① 地域密着型サービス施設等の整備に対する助成を行う整備予定施設等地域密着型特別養護老人ホーム 145 床 (5 カ所)小規模多機能型居宅介護事業所 195 人/月分 (13 カ所)看護小規模多機能型居宅介護事業所 120 人/月分 (8 カ所)認知症高齢者グループホーム 315 床 (18 カ所)定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所200 人/月分 (5 カ所)施設内保育施設 12 カ所 ② 介護施設等の開設・設置に必要な準備経費に対しての支援を行う。 ③ 介護施設等の整備に必要な定期借地権設定のための一時金に対して支援を行う。 ④ 介護サービスの改善を図るための既存施設等の改修に対して	
アウトプット指標(当初の目標値)	支援を行う。 地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域密着型サービス施設等の整備等を支援することにより、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備を促進する。 ・地域密着型特別養護老人ホーム 145 床 (5 カ所) ・小規模多機能型居宅介護事業所 195 人/月分 (13 カ所) ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 120 人/月分 (8 カ所) ・認知症高齢者グループホーム 315 床 (18 カ所) ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 200 人/月分 (5 カ所) ・施設内保育施設 12 カ所	

アウトプット指標(達成	<平成27年度>		
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		
値)	・施設整備補助 平成27年度完成はなし		
	・開設準備経費補助 10事業所		
	<平成28年度>		
	・施設整備補助		
	地域密着型特別養護老人ホーム 87床 (3カ所)		
	小規模多機能型居宅介護事業所 29床(1カ所)		
	認知症高齢者グループホーム 45床 (3カ所)		
	・開設準備経費補助 15事業所		
	<平成 29 年度>		
	・施設整備補助		
	小規模多機能型居宅介護事業所 44 床(2 カ所)		
	認知症高齢者グループホーム 36 床(2 カ所)		
	看護小規模多機能居宅介護事業所 1 カ所		
	・開設準備経費補助 8事業所		
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:		
	2030 年度までに施設(広域施設・民間高齢者施設を含む)21,200		
	床を確保 (要介護認定者数の 26%程度)		
	→ 平成 29 年度末 20, 450 床(要介護認定者数の 30%)		
	(1) 事業の有効性		
	地域包括ケアシステムの構築に向け、地域の実情に応じた介		
	護サービス提供体制の整備を促進することは、非常に重要であ		
	である。		
	(2) 事業の効率性		
	第6次介護保険事業支援計画に基づき、圏域ごとに必要なサ		
	ービスについて協議を行い、効率的な施設整備を行うことがで		
	きた。		
その他			

(事業区分5:介護従事者の確保に関する事業)

事業の区分	5. 介護従事者の確保に関する事業	
事業名	[NO.39]	【総事業費】
	施設内保育施設運営支援事業	140,000 千円
事業の対象となる区域	和歌山、那賀、橋本、有田、御坊、田辺、新宮の各区域	
事業の実施主体	法人	
事業の期間	平成 27 年 4 月 1 日~平成 32 年 3 月 31 日	
	☑継続 / □終了	
背景にある医療・介護ニーズ	高齢者が地域において、安心して生活できる体制の構築を図る。	
	アウトカム指標:	
	平成 29 年度末における介護職員需給差 (2,29	2人)の縮小
事業の内容(当初計画)	施設内保育施設の運営支援	
 アウトプット指標(当初の		
目標値)		
アウトプット指標(達成	実績無し	
値)		
事業の有効性・効率性	事業終了後1年以内のアウトカム指標:	
	事業費未執行のため実績がなく、観察できなっ	った
	<参考>	
	平成 29 年度末介護職員需給差 2, 292 人→17	4 人(平成 29 年
	度介護人材需給推計)	
	(1) 事業の有効性	
	介護従事者を確保するうえで、一般保育所と	:運営時間・曜日
	等が異なる施設内保育施設は重要である。	
	(2) 事業の効率性	
	事業所に保育所が設置されていることによ	り、介護職員の
	離職を防止し、定着が図ることができる。	
	また、現在離職している潜在介護人材の再	就職が図ること
	ができる。	
その他		